

ネットとうほく 2019 (検) 第 6 号-2  
2020 年 (令和 2 年) 7 月 16 日

〒980-0811

仙台市青葉区一番町一丁目 17-24 高裁前ビル 4 階  
ひかり法律事務所  
東北・みやぎ復興マラソン事務局 代理人  
弁護士 佐藤美砂 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40  
ブライツシティ柏木 702 号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡和弘  
電話 022-727-9123  
FAX 022-739-7477  
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 再 照 会 書

当団体からの 2020 年 (令和 2 年) 3 月 26 日付申入書兼照会書に対し、貴職より 2020 年 4 月 14 日付回答書を拝受いたしました。

当団体からの申入れ事項につきまして、真摯にご検討のうえ、申入れの趣旨 (2) (3) に添って規約をご変更頂きますこと厚く御礼申し上げます。また、照会事項に関するご回答をいただきありがとうございます。

照会事項に対するご回答等につきまして、下記のとおり再照会をいたします。つきましては、再照会事項に対し、本書面到達後 2 ヶ月以内を目処にご回答をいただきますようお願いいたします。

なお、本件再照会の経緯や再照会結果については、消費者契約法 27 条に基づき、公表させていただく場合があることを念のため申し添えます (公表する場合や内容の詳細は、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」を参照下さい)。

### 再照会事項

#### 1 再照会の趣旨

- (1) 前回照会に対する貴職ご回答において、中止された 2019 年大会について大会運営にかかる費用の大部分が発生し、余剰金は発生していないとのご回答を頂きました。

つきましては2019年大会の収支について、以下の点をご教示ください。

- ア 同大会に関する具体的な収支の内容をご教示ください。決算関係資料を作成されていればお送りください。
- イ 2019年大会に関する興行中止保険加入の有無、及び中止による同保険金支払いの有無、保険金支払いがある場合にはその支払金額についてご教示ください。

(2) 公式HPにおいて5月29日付けで2020年大会の中止及びエントリーされた方に各種目の参加料全額を返金する旨のお知らせがされております。

前回照会に対する貴職ご回答においては、大会の収支の大幅な赤字と準備段階で多額の負担が生じることを理由として、規約記載のとおり大会中止の場合でも参加料を返金しない趣旨のご回答を頂いておりました。

つきましては2020年大会の中止に伴う上記対応について、以下の点をご教示ください。

- ア 2020年大会の参加料の返金については大会収入の範囲内でまかなうことができるのか、できない場合にその赤字分をどのようにして補填されるのか（興行中止保険による補填や主催者の負担等）をご教示ください。
- イ 2020年大会に関して、規約に規定される対応（中止の場合の参加料不返還）と異なる対応をとられる理由をご教示ください。

## 2 再照会の理由

(1) 前回照会に対する貴職ご回答の具体的な内容についてお伺いするものです。

なお、本件申し入れ・照会の契機となった当団体に対する情報提供が、大会中止時にまったく返金がない点に対する不満に基づくものであったこともあり、規約記載の参加料不返還の対応をされるに際して、参加者に同対応を理解してもらうにあたっては、具体的な収支を公開した上で、余剰金のない状況を参加者に明らかにすることが望ましいと考えます。同じく大規模なマラソン大会である東京マラソンでは収支を公開されていることが参考になると思料いたします。

(2) 今般、2020年大会の中止に伴う対応が公表されましたことから、同対応と前回照会にご回答頂きました内容との関係についてお伺いするものです。

2020年大会中止に伴って東北・みやぎ復興マラソン事務局が同対応をとられる判断をされたことも踏まえて、前回申入書兼照会書第1、1(1)の申し入れの趣旨（中止の際の参加料不返還を定める規約自体の変更）を再度ご検討頂きたく存じます。

以上